

第27期報告書

自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 23 年 3 月 31 日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

株式会社 **エフエム岩手**

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、エコカー補助金や家電エコポイントなど景気刺激策や海外経済の回復を背景に改善がみられ、デフレ傾向の長期化や急激な円高、雇用不安に対する先行きの不透明感など、厳しい状況ではありましたが景気回復は緩やかに持続しました。そのような中、3月11日に発生した東日本大震災は、戦後最悪の自然災害となり、これからは景気回復の動きはストップし、当面は景気不振傾向が強まり大幅に成長率は低下すると予想されております。

県内経済は同様の景気刺激策により、自動車や電子部品関連業種など生産分野で改善がみられ、個人消費においても需要を押し上げ好調な動きがみられました。しかし、補助金が修了した秋以降は反動による減少があり、特に乗用車新車登録台数においては、2桁台の大幅なマイナスが続きました。家電については、猛暑によりエアコンが伸びたほかデジタル対応の薄型テレビや携帯電話などが好調に推移しましたが、全体的に県内経済は景気回復感を得られず厳しい状況で推移しました。さらに東日本大震災は、県内の経済活動を停滞させる要因となり、今後は、国からの復興に向けての支援策に大きく影響を受けると思われます。

業界の総広告費は、前年実績を下回り98.7%となり、4媒体の内訳ではテレビが前年比101.1%、新聞が同94.9%、ラジオ同94.8%、雑誌同90.1%とテレビを除いて前年比マイナスとなりました。インターネット広告は同109.6%と大きく増加しました。(いずれも電通総研より)

当社は、昨年から「家族の絆」をテーマに掲げ、今年は「地域と結ぶ家族の絆」として家族から地域に輪を広げ「絆」キャンペーンを展開してきました。11月に「家族の絆」をテーマとした「私と家族の作文コンクール」を募集し表彰式を行いました。また、地域との「絆」の一環として、厚生労働省が行っている雇用創出基金を利用して社員を期間雇用し、「ふるさと元気隊」を立ち上げ、10月に久慈市、八幡平市、遠野市の3市と1月には釜石市にそれぞれ支局を設け、生放送で地域の情報を55分間の番組として県内に放送しています。また、番組を通じて他局とも交流を図るなど全国に情報を発信しています。営業的には、下期に入り東京市場の回復とふるさと元気隊の売上もあり、通期で前年比113.2%となりました。

以上の結果、第27期の損益状況は

営業収益	456,351千円	前期比	53,247千円 (13.2%)	増
営業損失	24,576千円	前期比	25,950千円 (51.3%)	減

営業外収益	2,161千円	前期比	2,080千円 (49.0%)	減
営業外費用	126千円	前期比	197千円 (60.9%)	減
経常損失	22,541千円	前期比	24,067千円 (51.6%)	減
当期純損失	25,043千円	前期比	23,189千円 (48.0%)	減

(千円未満及び小数点第1位未満切り捨て)

となりました。

東日本大震災の当社被害関係ですが、幸い社員や契約パーソナリティー、ディレクター関係者らの直接的な被害はありませんでしたが、契約社員、契約パーソナリティーの家族が津波で亡くなったケースがあります。また、ふるさと元気隊釜石支局社員のアパートが流され、市役所付近に駐車していた釜石支局車が津波に飲み込まれる被害がありました。放送は地震発生の11日午後2時46分以降、開局以来はじめて通常の番組編成を中止し24時間体制の震災放送となりました。当社には2人の局アナウンサーがいますが、契約で番組パーソナリティーを務めるフリーアナウンサーの方々、数人が自主的に駆けつけてくれ、情報収集や延々と続く災害報道や安否・生活情報をつないでくれました。CMを外しての特別放送は16日午前6時まで続けられ、以降は通常の自社編成に戻しました。しかし自社枠の番組はすべて震災放送に、CM枠も大半がAC公共広告や局報に当てられました。番組内容は当初、被災状況の生々しさが伝えられ、さらに安否情報、生活情報も組み込まれていきました。そして音楽も流されていくことで、被災者をはじめとするリスナーからは「悲しみや辛さが癒される」、「バランスの良い番組内容だ」などの声も寄せられました。電気や電話回線が回復してきた24日には、エフエム東京の全面協力で被災地・釜石にスタジオを開設。被災地の声を直接、JFN（ジャパン・エフエム・ネットワーク）系列の38局を通じて全国にも発信を始めました。震災発生から二週間目の25日は「こころはひとつ～Pray For Iwate～」のタイトルで午前7時半から午後7時までの間に延べ11時間半の震災特別番組を編成、安否・生活・支援の各種情報や応援メッセージを紹介しました。番組ではFM佐賀が取材した海外からの応援やFM静岡のスタジオと結び支援の声を届けるなどJFN各局の協力も頂きました。中継所関係では、停電のため一時はすべてが自家発電や充電バッテリーに頼っていました。一部で短時間の停波はありましたが、被災した沿岸部ではほぼ電波を出し続けることができました。この度の大震災は津波により多くの家屋が流失、そして長期の停電が重なりました。携帯電話の通信回線も途絶えました。このため、「被災者の情報源となったのはラジオだった」という声が今も多くの方々から寄せられています。「災害に強いラジオ」が広く認識されたことを、当社としても重く受け止め、今後とも全社員一丸となって放送に当たっていく所存であります。

(2) 対処すべき課題

東日本大震災により、被災地をはじめ全国的に自粛ムードの高まりがあり、消費需要が大きく減少すると思われ、また、被災地の工場では罹災により、操業停止に追い込まれている企業があり、その影響は多方面にわたり生産供給の減少が発生しています。インフラの面では、原発問題など電力不足により経済活動が停滞あるいは低下し、今後の景気動向が懸念されております。

以上のことから、東京市場の景気の不透明性に加え、地元においてはさらに厳しい状況も予想され、国からの復興支援策が実行された場合でも、県全体の景気にどのような形で波及効果をもたらすか、まったく未知数であります。しかし、復興需要によって住宅投資など上振れる業種も見込まれることから、積極的に開拓に努めてまいります。

また、厚生労働省が行っている雇用創出基金を利用し立ち上げた「ふるさと元気隊」の事業は23年で国の制度が一区切りとなりますが、各種制度を活用して継続に向け努力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区分 \ 期別	第 24 期 平成20年 3 月期	第 25 期 平成21年 3 月期	第 26 期 平成22年 3 月期	第 27 期 平成23年 3 月期
営業収益	491,050千円	446,522千円	403,103千円	456,351千円
経常利益	△7,562千円	△13,129千円	△46,609千円	△22,541千円
当期純利益	△89,735千円	△15,433千円	△48,232千円	△25,043千円
1株当り当期純利益	△6,231円65銭	△1,071円76銭	△3,349円49銭	△1,739円10銭
総資産	650,349千円	604,388千円	535,164千円	514,611千円
純資産	524,085千円	505,525千円	461,710千円	434,276千円

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 主要な事業内容（平成23年 3 月31日現在）

- ①放送法に基づく超短波放送及び超短波文字多重放送
- ②放送番組の制作及び販売

(5) 主要な事業所（平成23年 3 月31日現在）

- ①本 社 岩手県盛岡市内丸2-10

- ②東京支社 東京都千代田区麹町1丁目8番地
JFNセンター4階
- ③県南支局 岩手県北上市新穀町1丁目4番13号
Kビル2階
- ④久慈支局 岩手県久慈市中央2-14
- ⑤八幡平支局 岩手県八幡平市大更24-22-5
- ⑥遠野支局 岩手県遠野市中央通り11-1
- ⑦釜石支局 岩手県釜石市鈴子町2-1 (サン・フィッシュ釜石内)

(6) 従業員の状況 (平成23年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子 10名	0名	46歳 3ヵ月	17年 1ヵ月
女子 2名	0名	47歳 10ヵ月	21年 0ヵ月
計 12名	0名	46歳 6ヵ月	17年 9ヵ月

従業員数には、従業員兼務役員1名を含む。

契約社員21名、再雇用社員2名、派遣社員1名、パート社員1名は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (平成23年3月31日現在)

- ①会社が発行する株式の総数 38,400株
- ②発行済み株式の総数 14,400株
- ③株主数 58名
- ④大株主 当社の発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主。

株主名	持株数
株式会社テレビ岩手	1,524株

3. 会社役員に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況
取締役会長	佐藤 義正	業務局長	(株)ホテル大観代表取締役社長
代表取締役社長	村田 憲正		
常務取締役	宮川 康一		
取締役	矢後 勝洋		(株)テレビ岩手代表取締役社長
取締役	三浦 宏		(株)岩手日報社代表取締役社長
取締役	阿部 正樹		(株)IBC岩手放送代表取締役社長
取締役	中村 文陽		
取締役	宮澤 信平		橋爪商事(株)代表取締役社長
取締役	須田 光宏		(株)平野組代表取締役社長
取締役	佐々木 一徳		
取締役	関 勝夫		
常勤監査役	杉田 盛彦		
監査役	岩館 正英		菱和土地(株)代表取締役社長
監査役	高橋 裕明		

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次の通りであります。

就任 平成22年6月23日 宮川 康一 常務取締役

就任 平成22年6月23日 岩館 正英 監査役

就任 平成22年6月23日 高橋 裕明 監査役

辞任 平成22年6月23日 大森 良男 常務取締役

辞任 平成22年6月23日 岩館 正 監査役

辞任 平成22年6月23日 荒川 光 監査役

2. 監査役、杉田盛彦氏、岩館正英氏、高橋裕明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役中村文陽氏は、(株)読売新聞東京本社メディア戦略局管理部主任を兼務しております。取締役佐々木一徳氏は、(株)佐々木組専務取締役を兼務しております。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	15名	18,090,000円	
監 査 役	5名	2,640,000円	
合 計	20名	20,730,000円	

(注) 上記のほか、平成22年6月23日の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

辞任取締役 1名 500,000円
辞任監査役 2名 1,200,000円

4. 会計監査人に関する事項

①名 称 北光監査法人

②報酬等の額 2,400千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
2,400千円

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 3ヵ月に一回開催される取締役会を通じて法令遵守の確認・徹底を行う。
- ・ 取締役会議事録の適切な作成・保存・管理をする。
- ・ 取締役、使用人の職務執行の状況を記録するための稟議書等文書の作成・保存・管理を徹底する。

2. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ・ コンプライアンス、情報管理規定に従って損失やリスクに対する危機管理体制の構築をする。
- ・ 不測の事態が発生した場合には、直ちに常勤による役員会を開催し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止める体制を構築する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会による中期経営計画の策定、その計画に基づく目標の設定と、月次・四半期業績管理の実施を行う。

- ・職務分掌規定のもと、明確な指揮命令関係を通じた効率的な業務執行を行う。
4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・常勤の取締役は、使用人に対して法令を遵守し定款に沿った職務の執行のための教育・啓発を恒常的に実施する。
 5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
 - ・会社のセグメント別の事業に関して責任を負う担当者を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する。
 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役が充実した監査を行うために、補助使用人を求めた場合は、臨時的に補助使用人を割り当てる体制をとる。
 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・補助使用人が人事異動・人事考課等を受ける場合は監査役の意見を尊重するものとする。
 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役または使用人は、監査役に対し次の事項に関してすみやかに報告する。
①会社に重大な影響を及ぼす事項 ②毎月の経営状況 ③コンプライアンス上重要な事項
 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役が取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換をする機会を確保し、必要に応じて会計士、弁護士等の専門家との監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

貸借対照表

平成 23 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	223,709,150	流動負債	35,345,168
現金・預金	113,958,222	未払金	11,011,009
受取手形	5,393,026	未払代理店手数料	13,997,610
売掛金	89,405,703	前受金	264,075
有価証券	15,800,503	預り金	937,274
貯蔵品	1,195,759	賞与引当金	1,585,200
前払費用	490,439	未払法人税等	2,110,700
仮払金	459,448	未払消費税等	5,439,300
貸倒引当金	△2,993,950		
固定資産	290,902,758	固定負債	44,990,552
(有形固定資産)	215,705,750	預り保証金	1,550,000
建物	70,550,192	退職給付引当金	37,840,552
構築物	2,055,006	役員退職慰労引当金	5,600,000
機械・装置	137,996,061		
車両・運搬具	286,310		
器具・備品	4,818,181	負債合計	80,335,720
(無形固定資産)	6,485,292		
電話加入権	1,673,101	純資産の部	
ソフトウェア	4,812,191	株主資本	434,080,918
(投資その他の資産)	68,711,716	資本金	720,000,000
投資有価証券	21,894,018	利益剰余金	△285,919,082
長期前払費用	10,926,310	その他利益剰余金	△285,919,082
積立保険料	7,949,423	繰越利益剰余金	△285,919,082
前払保険料	2,562,885		
差入保証金	25,069,080	評価・換算差額等	195,270
その他	310,000	その他有価証券評価差額金	195,270
		純資産合計	434,276,188
資産合計	514,611,908	負債及び純資産合計	514,611,908

損 益 計 算 書

自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日 (単位：円)

科 目	金	額
売 上 高		
放送事業収入	448,701,700	
その他事業収入	7,649,923	456,351,623
売 上 原 価		
放送事業費	196,764,700	
その他事業費	600,529	197,365,229
売 上 総 利 益		258,986,394
販売費及び一般管理費		283,562,715
営 業 損 失		24,576,321
営業外収益		
受取利息・配当金	696,857	
雑 収 入	1,464,413	2,161,270
営業外費用		
支 払 利 息	126,810	126,810
経 常 損 失		22,541,861
特別利益		
貸倒引当金戻入益	537,813	537,813
特別損失		
役員退職慰労金	1,200,000	1,990,000
投資有価証券評価損	790,000	
税引前当期純損失		23,994,048
法人税、住民税及び事業税	1,049,000	
当 期 純 損 失		25,043,048

株主資本等変動計算書

自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日 (単位：円)

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前期末残高	720,000,000	△260,876,034	459,123,966	2,586,918	461,710,884
当期変動額					
当期純損失		25,043,048	25,043,048		25,043,048
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				△2,391,648	△2,391,648
当期変動額合計		△25,043,048	△25,043,048	△2,391,648	△27,434,696
当期末残高	720,000,000	△285,919,082	434,080,918	195,270	434,276,188

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準

その他有価証券 ①時価のあるもの

決算日の取引所の最終価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準 先入先出法による原価法

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定額法

なお主な耐用年数は以下の通りであります

建 物 …………… 10～45年

構 築 物 …………… 2～15年

機械・装置 …………… 6～15年

車両運搬具 …………… 4～6年

工具器具備品 …… 4～15年

無形固定資産 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用 均等償却

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………一般債権については貸倒実績率による繰入額を計上しております。貸倒懸念債権および破産更生債権等については、回収不能見込額を計上することとしております。

賞与引当金……………将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金………当会計期間末に発生していると認められる退職給付債務の額から、中小企業退職金共済事業団との契約による部分の額を控除した額を計上しております。

役員退職慰労引当金・役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理方法 税抜方式

(7) 会計方針の変更

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の運用方針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。この改正による貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 335,453,077円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	14,400株	—	—	14,400株

4. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、放送機器及び事務機器の一部についてはリース契約により使用しております。

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス

・リース取引（借主側）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械・装置	80,214,400円	59,046,770円	21,167,630円

(注) 取得価格相当額は、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	13,369,080円
1年超	<u>7,798,550円</u>
合 計	21,167,630円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却相当額

支払リース料	13,369,080円
減価償却費相当額	13,369,080円

(4) 減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主として安全性の高い金融資産により、また、資金調達については、ほぼ自己資本によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに対しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を実施しております。有価証券及び投資有価証券は主にMMF、公社債投信及び高格付の債権ならびに業務の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	113,958,222	113,958,222	0
(2) 受取手形及び売掛金	94,798,729	94,798,729	0
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	33,389,229	33,389,229	0

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらのうち定期性預金は決算日に預け入れたものであり、またそれ以外についても短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、決算日の取引所の最終価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これらに関する貸借対照表計上額と取得価額又は償却原価の差額は以下のとおりであります。

(単位：円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1)債 権	5,000,000	5,073,750	73,750
	(2)その他	23,282,278	24,284,907	1,002,629
	小 計	28,282,278	29,358,657	1,076,379
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1)債 権	—	—	—
	(2)その他	4,148,085	3,266,976	△881,109
	小 計	—	—	—
合 計		32,430,363	32,625,633	195,270

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	4,305,292

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	113,958,222			
受取手形及び売掛金	94,798,729			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの			5,000,000	
合 計	208,756,951		5,000,000	

6. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (法人)	株式会社 テレビ岩手	岩手県 盛岡市	4億円	テレビジョン 放送事業等	被所有 直接10.5%	不動産 貸借	土地・建物 貸借料等	15,215,268	差入 保証金	20,120,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社テレビ岩手に対する土地・建物賃貸料及び差入保証金は、価格交渉の上、契約書で決定した金額であります。

(2) 子会社及び関連会社等

該当ありません

(3) 兄弟会社等

該当ありません

(4) 役員及び個人主要株主等

該当ありません

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 30,158円06銭

(2) 1株当たり当期純損失 1,739円10銭

8. 退職給付会計関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けており、その支給を確保するため、中小企業退職金共済に加入しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	62,219,500円
中小企業退職金共済からの支給額	<u>△24,378,948円</u>
未積立退職給付債務	<u>37,840,552円</u>

(3) 退職給付費用に関する事項

当期発生費用	1,904,056円
中小企業退職金共済掛金	<u>1,620,000円</u>
退職給付費用	<u>3,464,056円</u>

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職一時金の期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、中小企業退職金共済からの支給額を控除した額を退職給付引当金として計上することとしております。

(5) 当社は、複数事業主により設立された企業年金制度（民間放送厚生年金基金）に加入しており、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成22年3月31日現在）

年金資産の額	71,245,556,607円
年金財政計算上の給付債務の額	84,314,808,000円
差引額	▲6,395,216,393円

②制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成22年3月31日現在）
0.104%

③補足説明

上記①の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,688,579,000円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間18年の元利均等償却であります。

9. 資産除去債務について

当社は、不動産貸借契約に基づく契約終了時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する貸借資産の使用期間が明確ではなく、現在のところ、移転等の予定もありません。従って、債務の履行時期を予測することが難しく、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 16 日

株式会社 エフエム岩手
取締役会 御中

北 光 監 査 法 人

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

新 井 田 信 也 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフエム岩手の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその他附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果


- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。


(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月23日

株式会社 エフエム岩手監査役会

常勤監査役 杉田 盛彦 

社外監査役 岩館 正英 

社外監査役 高橋 裕明 



本社／〒020-8512 盛岡市内丸2-10

TEL (019) **625-5511**(代)

FAX (019) **625-5519**

東京支社／〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目8番地
JFNセンター4階

TEL (03) 3239-4021(代)

FAX (03) 3239-2769

県南支局／〒024-0092 岩手県北上市新穀町1丁目4番13号
Kビル2階

TEL (0197) 65-3775

FAX (0197) 65-3303

久慈支局／〒028-0061 岩手県久慈市中央2-14 2階

TEL (080) 1820-0286

八幡平支局／〒028-7111 岩手県八幡平市大更24-22-5

TEL (0195) 68-7006

遠野支局／〒028-0523 岩手県遠野市中央通り11-1

TEL (0198) 68-3005

釜石支局／〒026-0031 岩手県釜石市鈴子町2-1

(サン・フィッシュ釜石内)

TEL (0193) 55-4201